平成２４年（フ）第２４３号
沖縄県沖縄市上地１丁目８番36号　阿波連アパートＣ－１号
破産者　砂川　輝男
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２４４号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原1161番地
破産者　有限会社北谷建設
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４６号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２　403号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目４番４号
破産者　黒木　武夫
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
奈良県香芝市下田東１丁目317番地２　403号、前住所奈良県北葛城郡上牧町米山台２丁目４番４号
破産者　黒木　徂子
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
奈良県橿原市葛本町489番地の７　ファミール葛本405号、前住所奈良県高市郡高取町大字清水谷384番地の67
破産者　上家　美和
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
奈良県香芝市瓦口32番地７　シャトー真美ヶ丘302号
破産者　川那辺真一
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４９８号
札幌市厚別区大谷地東３丁目４番１―501号、申立時の住所札幌市白石区栄通８丁目４番13―405号
破産者　寺崎のどか（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３１号
札幌市中央区円山西町８丁目２番１―308号
破産者　増田　武史
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
栃木県小山市大字出井1944番地191
破産者　松沼　賢吉
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３５号
長野県上田市上田2558番地４
破産者　冨山　真人
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２８号
岐阜県可児郡御嵩町中715番地13
破産者　山口　慶子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第９０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1148番地コーポオリエンタルＣ107
破産者　森　　亨三
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１５３１号
名古屋市瑞穂区惣作町３丁目54番地の２、従前の住所名古屋市瑞穂区鍵田町１丁目43番地
破産者　奥田　　透
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１８８号
佐賀県佐賀市神野西２丁目５番11号、従前の住所名古屋市中川区中郷３丁目73―Ａ102
破産者　伊藤　木綿
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２０９号
愛知県愛西市町方町南堤外28番地48、従前の住所浜松市中区蜆塚３丁目６番15号　第一スカイハイツ301
破産者　伊藤　良典
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２２号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番31号グリーンハイツ一美206号、前住所大阪府泉大津市東助松町４丁目３番26号
破産者　ハウステックこと　中野　光洋
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２３号
大阪府和泉市和気町２―３―１―1009、住民票上の住所大阪府大阪市天王寺区上本町６丁目８番21号オルグ上町903号
破産者　一圓　克彦
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６５４号
大阪府泉大津市二田町２丁目５番39―308号
破産者　原　萬里子
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係